ロ　出入国若しくは労働に関する法律の規定（ニに規定する規定を除く。）であって法務省令・厚生労働省令で定めるもの又は当該規定に基づく命令の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ハ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）の規定（同法第五十条（第二号に係る部分に限る。）及び第五十二条の規定を除く。）により、又は刑法（明治四十年法律第四十五号）第二百四条、第二百六条、第二百八条、第二百八条の二、第二百二十二条若しくは第二百四十七条の罪若しくは暴力行為等処罰に関する法律（大正十五年法律第六十号）の罪を犯したことにより、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ニ　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第二百八条、第二百十三条の二若しくは第二百十四条第一項、船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）第百五十六条、第百五十九条若しくは第百六十条第一項、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）第五十一条前段若しくは第五十四条第一項（同法第五十一条前段の規定に係る部分に限る。）、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第百二条、第百三条の二若しくは第百四条第一項（同法第百二条又は第百三条の二の規定に係る部分に限る。）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四十六条前段若しくは第四十八条第一項（同法第四十六条前段の規定に係る部分に限る。）又は雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第八十三条若しくは第八十六条（同法第八十三条の規定に係る部分に限る。）の規定により、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者

ホ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ヘ　過去五年以内に出入国又は労働に関する法令に関し不正又は著しく不当な行為をした者

ト　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員（以下トにおいて「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（ヌにおいて「暴力団員等」という。）

チ　営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者であって、その法定代理人がイからトまで又はリのいずれかに該当するもの

リ　法人であって、その役員のうちにイからチまでのいずれかに該当する者があるもの

ヌ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

（法第十六条の四第一項の政令で定める基準）

第十八条　法第十六条の四第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　本邦に上陸しようとする外国人が行おうとする創業活動が、次のいずれにも該当するものであることについて、法務省令で定めるところにより、国家戦略特別区域会議に係る関係地方公共団体であって、当該創業活動に係る国家戦略特別区域の全部又は一部を管轄するものの確認を受けていること。

イ　当該創業活動が当該国家戦略特別区域における産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成を図る上で適切なものであること。

ロ　当該創業活動に係る事業の計画が適正かつ確実なものであること。

ハ　当該創業活動に係る事業の規模が次のいずれかに該当すると見込まれるものであること。

(1)　その経営又は管理に従事する者以外に本邦に居住する二人以上の常勤の職員（出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者を除く。）が従事して営まれるものであること。

(2)　資本金の額又は出資の総額が五百万円以上であること。

(3)　(1)又は(2)に掲げる規模に準ずるものであること。

ニ　当該創業活動に係る事業に係る事業所を当該外国人の上陸後六月以内に当該国家戦略特別区域内に有することとなる見込みがあること。

二　当該外国人の申請に係る創業活動に係る事業の全部又は一部が当該国家戦略特別区域において行われるものであること。

第三条を第十二条とし、第二条の次に次の九条を加える。

（法第十二条の三第一項の政令で定める基準）

第三条　法第十二条の三第一項の政令で定める基準は、次のとおりとする。

一　国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うための教育課程その他の区域方針の実施に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育（以下この条において「区域方針実施教育」という。）を行うための教育課程を編成するものであること。

二　二以上の教科の指導を専ら外国語で行うことその他の区域方針実施教育を行うために必要な方法により前号に規定する教育課程を実施するものであること。

三　前二号に掲げるもののほか、当該学校の職員、設備、教育上特別の配慮を必要とする生徒への支援体制その他の事項に関し、区域方針実施教育を行うために必要なものとして文部科学省令で定める基準に適合するものであること。

（学校教育法等の特例に係る教育公務員特例法施行令等の読替え）

第四条　特定公立国際教育学校等に関する次の表の第一欄に掲げる政令の規定の適用については、同表の第二欄に掲げる規定中同表の第三欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第四欄に掲げる字句とする。

教育公務員特例法施行令（昭和二十四年政令第六号）	第三条第三項第五号	又は私立	、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等又は私立
学校教育法施行令（昭和二十八年政令第三百四十号）	第九条第一項	設置するもの	設置するもの（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律施行令（昭和三十三年政令第二百二十三号）	第二条	が小学校若しくは中学校又は中等教育学校	が小学校若しくは中学校（国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条及び第五条第五項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く。）又は中等教育学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。以下同じ。）
		同条第一項	法第七条第一項
	第五条第五項	認める学校	認める学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
		義務教育諸学校	義務教育諸学校（特定公立国際教育学校等に該当するものを除く。）
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百十五号）	第一条	含む	含み、国家戦略特別区域法（平成二十五年法律第百七号）第十二条の三第三項第三号に規定する特定公立国際教育学校等（以下この条及び次条第一項において単に「特定公立国際教育学校等」という。）に該当するものを除く